

令和2年10月13日

富山交通圏・高岡・氷見交通圏・砺波市B・南砺市準特定地域協議会
(書面協議)の開催について

標記について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)」に基づき、下記のとおり書面開催(新型コロナウイルス感染防止のため)することとなりましたので公表します。

なお、新たに協議会に構成員として参画を希望する方は、開催日の3日前(10月20日(火))までに下記の問い合わせ先までお申し出ください。

記

1. 協議開始日 令和2年10月23日(金)
2. 協議方法 書面協議
3. 予定している議題
 - (1) 富山交通圏
 - ・富山交通圏準特定地域協議会設置要綱への変更について
 - ・富山交通圏準特定地域計画の設定について
 - ・活性化に係るフォローアップ調査・目標値の設定について
 - (2) 高岡・氷見交通圏
 - ・高岡・氷見交通圏準特定地域協議会設置要綱の変更について
 - ・活性化に係るフォローアップ調査・目標値の設定について
 - (3) 砺波市B・南砺市
 - ・砺波市B・南砺市準特定地域協議会設置要綱の変更について
 - ・活性化に係るフォローアップ調査・目標値の設定について

【問い合わせ先】

富山交通圏、高岡・氷見交通圏、砺波市B・南砺市
準特定地域協議会事務局
富山県タクシー協会 清澤
TEL 076-423-0622